
三重県教育ビジョン

子どもたちが豊かな未来を創っていくために

県民の皆さんへ



急速な技術革新に伴う超スマート社会や人生100年時代の到来、人口減少の進展など社会が大きく変化している中で、教育は、これからの社会を生きていく子どもたちにとって、自身の夢を芽吹かせ、未来に向かって育んでいく「成長の水と光」であり、三重県の未来を考えると、教育・人づくりは最も重要な政策分野であると考えています。

三重県では、このたび、これからの変化の激しい、将来予測が困難な時代を生きていくことのできる力を子どもたち一人ひとりに育んでいくために、三重の教育の基本方針や教育施策を示した「三重県教育施策大綱」を策定しました。

「三重県教育ビジョン」は、この大綱をふまえた上で、多岐にわたる課題に的確に対応していくため、今後4年間の具体的な取組内容や数値目標を定めた計画であり、三重県の教育の指針となるものです。

この大綱やビジョンに基づき、誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心な教育環境のもとで、子どもたち一人ひとりが自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力を育むための取組を進めていきます。

私は、子どもたち一人ひとりが明日への希望を持ち、それぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう、この計画を全力で推進していく決意です。

子どもたちは学校・家庭・地域等さまざまな場での学びや経験をとおして成長していきます。つまり、学校や行政のみならず、県民の皆さんが教育の当事者として、「オール三重」による教育を推進することが求められています。

全ての大人が持てる力を注ぎ、子どもたちに豊かな未来を創っていける力を育んでいきましょう。

令和2年3月

三重県知事 **鈴木 英敬**

子どもたちが豊かな未来を創っていくために

これからの教育には、子どもたち一人ひとりに変化の激しい時代の中で豊かな未来を創っていける力を育てていくこと、子どもたちの成長を支え、誰もが安心して意欲的に学ぶことができる環境をつくっていくことが求められています。

こうした中、これまで培ってきた三重の教育を継承しながら、ますます複雑化・多様化する課題に取り組んでいくため、これからの三重の教育がめざす姿とその実現に向けた取組を示した新たな「三重県教育ビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、「誰一人取り残さない教育の推進」「子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成」「オール三重による教育の推進」をこれからの教育施策の三つの柱とし、これらを「教育ビジョンに込める想い」として示しています。

また、このような教育を通じて、これからの時代を生きる子どもたちには、想定外のことと向き合うことを恐れず、自分で課題を見つけ、失敗しても挑戦していく力、他者と協力しながら課題を乗り越え、自分たちの新しい価値を創り出す力、周りを幸せにしようとする気持ちを持ち、主体的に社会に参画する力を身につけていくことを願っています。

今後、学校や市町等教育委員会はもとより保護者や地域の皆さんと一体となってビジョンで示しためざす姿や目標を実現し、一人ひとりの子どもたちに豊かな未来を創る力を育ていけるよう、各施策・取組を効果的に展開していきますので、県民の皆さんにはご理解とご協力をお願いいたします。

このビジョンの策定にあたって、2年間にわたり審議いただいた三重県教育改革推進会議委員の皆さん、貴重なご意見をいただいた県民の皆さん、これからの教育・学校に望むことについてさまざまな意見やアイデアを出してくれた小・中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒、大学生の皆さんに厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

三重県教育委員会

目次

はじめに 1

- 1 策定の趣旨 1
- 2 位置づけ 2
- 3 対象範囲 2
- 4 計画期間 2
- 5 構成 2

第1章 総論 3

- 1 教育を取り巻く社会情勢の変化 3
- 2 三重の教育における基本方針 7
- 3 教育ビジョンに込める思い 11

第2章 基本施策・施策 13

基本施策 1 子どもの未来の礎となる

- 「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 16
- (1) 学力の育成 17
- (2) 外国人児童生徒教育の推進 21
- (3) 幼児教育の推進 23
- (4) 人権教育の推進 25
- (5) 道徳教育の推進 27
- (6) 読書活動・文化芸術活動の推進 29
- (7) 体力の向上と学校スポーツの推進 31
- (8) 健康教育・食育の推進 33

基本施策 2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 36

- (1) 主体的に社会を形成する力の育成 37
- (2) キャリア教育の充実 39
- (3) グローカル教育の推進 41
- (4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 43

基本施策 3	特別支援教育の推進	46
	(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進	47
	(2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	49
基本施策 4	安全で安心な学びの場づくり	52
	(1) いじめや暴力のない学校づくり	53
	(2) 防災教育・防災対策の推進	57
	(3) 子どもたちの安全・安心の確保	59
	(4) 不登校児童生徒への支援	63
	(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続	65
	(6) 学校施設の充実	69
基本施策 5	地域との協働と信頼される学校づくり	72
	(1) 地域とともにある学校づくり	73
	(2) 学校の特色化・魅力化	75
	(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	77
	(4) 学校における働き方改革の推進	81
	(5) 家庭の教育力の向上	85
	(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上	87
	(7) 文化財の保存・活用・継承	89
第3章 教育ビジョンの実現に向けて		91
1	教育ビジョンの進行管理	91
2	県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて	91
	(参考資料)	93
	・「三重県教育ビジョン」＜平成28(2016)～令和元(2019)年度＞の 目標達成状況	
	・三重県教育ビジョンの策定経過	

はじめに

1 教育ビジョンの策定の趣旨

教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・高齢化、経済や社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society 5.0）等が進む中で大きく変化しています。また、子どもを取り巻く課題は、教育格差と貧困の連鎖、いじめへの対応や不登校児童生徒への支援、子どもたちの安全確保、家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化など多岐にわたるとともにますます複雑化・多様化しています。

こうした社会の変化や課題に的確に対応し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくためには、これまで培ってきた三重の教育を大切にしながら（不易）、新たな課題に対して果敢に取り組んでいくこと（流行）が求められています。

本県ではこれまで、中長期的な視点から本県教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針である「三重県教育ビジョン」に基づき、自立する力・共生する力の育成、教育への県民力の結集を掲げた「三重の教育宣言」を基本理念として教育に係る施策を展開してきました。

「三重の教育宣言」で掲げた基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化や課題に的確に対応し、本ビジョンの計画期間における教育施策を着実に進めていくための指針として、新しい「三重県教育ビジョン」を策定しました。

三重の教育宣言

- 子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。
- 将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。
- 教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。
- 私たちは子どもたちに、「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」、「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」を身につけて欲しいと願っています。
- 私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

（平成 28 年 3 月）

2 教育ビジョンの位置づけ

「三重県教育ビジョン」は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示す「三重県教育施策大綱」の対象範囲は就学前教育、学校教育から社会人の教育に至るまで人の生涯にわたる教育全体に及びます。この「三重県教育ビジョン」は、「三重県教育施策大綱」をふまえ、学校教育を中心とした施策等に関する基本的な方針と具体的な取組内容を示すものとなります。

「三重県教育ビジョン」は、本県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」における教育分野の施策を推進していくための計画です。こうしたことから、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（計画期間は令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間）に掲げた教育関係施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものとなります。

3 教育ビジョンの対象範囲

この「三重県教育ビジョン」の対象範囲は次のとおりとします。

- ① 県内の学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ等）に関すること
- ② 保護者、地域の方々、市町、民間事業者、NPO、団体等、さまざまな主体と協働・連携した推進が求められる施策（家庭や地域の教育力向上、社会教育の推進等）に関すること

4 教育ビジョンの計画期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間とします。

5 教育ビジョンの構成

第1章の「総論」では、教育を取り巻く社会情勢の変化を整理するとともに、「三重県教育施策大綱」の基本方針およびそれをふまえた本県におけるこれからの教育施策への想いを「教育ビジョンに込める想い」として示しています。

第2章の「基本施策・施策」では、基本方針や「教育ビジョンに込める想い」を実現するための5つの基本施策、27の施策を体系化して示すとともに、それぞれの基本施策・施策において「めざす姿」や「数値目標」を、また、それぞれの施策において「現状と課題」および「主な取組」を示しています。

第3章の「教育ビジョンの実現に向けて」では、このビジョンを社会総がかりで着実に推進するための進行管理の方法等について示しています。